

課税関係訴訟事件一覧表(前月からの更新分)

No.	基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審									
	局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	年課税 年度税	処分部署 担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人 相手側	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人 相手側	判決日等	結果
360	関信	所得税		国(水戸税務署長)	完結	不当利得返還請求。仮執行宣言申立てあり。原告が行った2回の修正申告は、いずれも無効であるか否か。(本人訴訟)	26	税務署	水戸地方2		R1.12.26	R4.5.26	棄却	東京高等23		R4.6.10	相手側	R5.1.18	棄却	東京高等23		R5.2.1	相手側	R5.7.7	棄却
425	東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	(1)本件各更正処分の理由の提示に不備があるか否か。(2)本件各為替差益を所得として認識すべきか否か。(3)原告が本件各為替差益を申告しなかったことにつき、国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。	26.3	資料調査課等	東京地方3		R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26	相手側	R5.5.24	棄却	東京高等20		R5.6.16	相手側		
433	関信	消費税		国(新潟税務署長)	未確定	住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27.3 ~ 30.3	税務署	東京地方38		R3.2.16	R5.8.29	棄却												
457	東京	消費税		国(芝税務署長)	未確定	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/3 ~ 31/3	税務署	東京地方51		R3.6.25	R5.8.22	却下棄却												
491	東京	所得税		国(目黒税務署長)	未確定	(1)原告が発行会社から与えられた株式を取得する権利(本件権利)の付与は、所得税法施行令84条5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合(有利な金額で株式を取得する場合)に該当するか否か。(2)仮に本件権利の付与が有利な金額で株式を取得する場合に該当する場合、本件権利の講師による経済的利益の価額は幾らか(当該経済的利益の価額を計算する際の株式の価格(株式の時価)は幾らか。)	25	資料調査課等	東京地方3		R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3	相手側	R5.8.2	棄却						
499	東京	所得税		国(日本橋税務署長)	完結	相手側の被合併法人が適格分割に該当するとして行った分割は適格分割に該当せず、分割により移転した資産及び負債は当該分割時の価額により譲渡したものとされることから、当該譲渡により生じる譲渡利益の額は益金の額に算入されるとして行った更正処分において、①更正の理由付記に不備があるか、②当該譲渡利益の額の認定に誤りがあるか。	26/1 2 ~ 27/1 1	調査部	東京地方2		R3.12.2	R5.7.20	全部敗訴												
505	関信	相続税		国(諏訪税務署長)	係属	原告が支払った青色事業専従者給与の金額について適正かどうか。所得税法第57条第1項の法令解釈の違憲性について(本人訴訟)	28 ~ 30	税務署	長野地方		R4.1.31	R4.12.9	棄却	東京高等8		R4.12.23	相手側	R5.8.3	棄却						





